

令和3年度 町政懇談会を開催します

町民が主体となって安平町の目指すまちづくりを実現するため、より多く町民からの声をお聞きし、地域の課題や将来像等について共通理解を図るため、町長と直接対話ができる「町政懇談会」を下記の日程で行います。

町内4地区で開催しますので、ご都合の良い会場にお越しください。※参加申込不要

日程	11月5日(金)	18時30分～	追分公民館	大集会室
	11月8日(月)	18時30分～	安平公民館	多目的ホール
	11月9日(火)	18時30分～	遠浅公民館	体育館
	11月10日(水)	18時30分～	町民センター	大ホール

※実施前に窓口にて検温および体調確認をさせていただくとともに、アルコール消毒とマスク着用のご協力をお願いします。

話 題 安平町のまちづくりに関すること（予定）

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

安平町国民健康保険と 後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われたことにより会社等を休み、給与等の全部または一部を受けることができない場合、傷病手当金を支給します。

また、適用期間が令和3年12月31日(金)まで延長となります。

対 象 者 以下の要件を全て満たす方

- ①安平町国民健康保険の被保険者または北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ②給与等の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたことにより労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間に給与等の全部または一部を受けることができない方

支 給 額 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2 / 3
×労務に服することができなかった日数(待機3日間を除く)

適用期間 令和2年1月1日(水)から令和3年12月31日(金)の間で療養のため労務に服することができない期間

申請方法 申請には支給申請書のほか、事業主の証明書、医師の意見書が必要となりますので、申請の際には事前にお電話でご相談願います。

申請期限 令和4年3月31日(木)まで

問 合 せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072

広告欄



真心こめて毎日ご奉仕価格

- ◆出産内祝い ◆全快祝い
- ◆お歳暮 ◆入進学内祝い
- ◆法要・記念品
- ◆カタログギフト

贈り物の専門店
ダイト
— ケーズデンキさんとなり —
苫小牧市新開町4丁目2-12
☎ (0144) 53-0901
シャディ

二百坪の売り場面積、豊富な品揃えでお待ちしております。



停電情報をLINE・チャットでお知らせします

停電情報をLINEでお知らせします。ぜひお友だち追加してください！

停電・設備に関するお問い合わせはチャットでも受付しています。ぜひご利用ください

お友だち追加はこちらから

チャットはこちらから

<お問い合わせ>
北海道電力ネットワーク株式会社 苫小牧支店業務部お客さまサービスグループ
電話0120-060-852 (平日9:00~17:00)